

令和8年度「東予・洋風焼き鯛めし」普及推進業務委託仕様書

1 業務の内容

令和8年度「東予・洋風焼き鯛めし」普及推進業務

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日までの間

3 業務の概要

令和7年度に東予地域の新たな食文化として誕生した「東予・洋風焼き鯛めし」の普及等を図るため、本県の鯛めし文化の一つとしての定着に向け下記の事業を展開し、店舗への誘客促進や地元での認知度向上を図り、えひめの「食」の魅力の向上と当地域における交流人口の拡大につなげる。

なお、令和8年3月6日時点の東予・洋風焼き鯛めし登録店舗は次のHPを参照すること。ただし、現状の西条市・新居浜市・四国中央市の14店舗のほか、8年度内に10店舗の追加を計画している。

・ <https://www.pref.ehime.jp/page/116683.html>

4 委託業務の内容

東予地域への浸透と食文化定着に向けた取組みとして次の事業を実施すること。

(1) 洋風焼き鯛めしスタンプラリーの開催

各店舗での個性豊かな鯛めしを味わってもらい、東予の鯛めしの更なるファン層の拡大を図るため、提供店舗を巡るスタンプラリーを実施すること。併せて、東予地域の観光施設等の紹介などを行うこと。

① 実施方法

ア スマートフォン等デジタル端末を活用したスタンプラリーイベントを実施すること。

イ スタンプラリー参加者の中から、抽選で景品を贈呈すること。（景品の選定及び抽選にかかる作業一式を含む。）

② 実施期間

4か月以上の実施期間を設定すること。

③ スタンプラリー実施スポット

上記登録店舗

④ 景品の選定、当選者の決定及び景品の発送等

ア スタンプラリーへの積極的な参加を促すため、景品を抽選で贈呈すること。

イ 景品の種類、構成、応募条件を提案すること。

ウ 当選者の決定は厳正に行うこととし、同一人物に2つ以上の景品が当選しないよう留意すること。

エ 当選者の決定後は速やかに景品を発送すること。

⑤ 効果検証

スタンプラリーの利用状況（参加者属性など）について集計データを作成し、成果報告を行うこと。

⑥ その他

来店者への粗品等の提供や、Instagram等を活用した鯛めしのPRについての提案も可とする。

(2) 地域住民への認知度の向上に繋がるグルメイベントの開催（仮称：T-1グランプリ、鯛めしグランプリ等）の開催

東予地域で集客が見込める施設において、店舗が一堂に会し、来場者に対し、多様な鯛めしを食べてもらうグルメイベントを実施し、鯛めしの認知度向上や今後の継続的な誘客促進につながるよう工夫すること。

① 開催場所

ア 地元浸透を図るため、東予東部地域（西条市、新居浜市、四国中央市）の集客施設で開催すること。

イ 登録店舗全店舗が出店でき、多数の来訪者が試食できるスペースがある施設で開催すること。

② 開催日

ア 集客が見込める土・日・祝の1日で実施すること。なお、複数日での実施も可とする。

イ 多くの集客が見込まれる場合や相乗効果が認められる場合、他のイベントと併催も可とする。

③ 実施方法

ア 来客者が複数の鯛めしを体験できる仕組みづくりを提案すること。

イ 出店店舗が販売する形式で実施すること。

ウ 売上の全額を店舗に還元すること。なお、販売にかかる材料費は出店店舗の負担とする。

エ コンロ等の基本的な調理器具は受託者側で準備することとし、店舗側からその他の器具が必要とされた場合は、交渉の上対応すること。

オ 会場には運営に要する人員を適切に配置すること。

カ 準備から開催までの店舗とのスケジュール調整及び関係機関との連絡調整、当日の会場運営、進行管理等、全ての運営業務を県と協議の上行うこと

キ 全店舗が出店できるよう交渉、調整を行うこと。

ク 実施運営マニュアル、進行台本等を作成すること。

④ ステージイベントについて

ア イベント開催日にステージイベントを開催すること。なお、当イベントの目的は、地元定着、認知度向上に重点をおいていることから、ステージイベントにおいて、上記スタンプラリーの参加者属性なども活用しながら、全参加店舗のPRにつながる仕掛けを行うこと。

⑤ 会場（音響、照明、舞台装置を含む。）設営・撤去

ア 会場内の装飾・音響、会場の案内板等の設営及び撤去などを行うこと。

イ 会場設営にあたっては、全体の統一性に留意し、別添の鯛めしロゴマークやのぼりを活用した装飾とすること。

ウ 会場に看板を設置し、イベントのPRに努めること。

エ ステージイベントの舞台設営を行うこと。

(3) 各種メディア等による情報発信

本事業で実施するイベント開催（スタンプラリー及びグルメイベント）告知のほか、各店舗のメニューや普及に向けた取組みの紹介など、誘客促進に繋がる情報発信を各種広報媒体により実施すること。

① 県公式ウェブサイトでの情報発信

県が新たに制作するウェブサイト上で運営会社と連携してイベント告知等を行うこと。

② 東予・洋風焼き鯛めし県公式Instagramの運営

県公式Instagramを運営し、イベントの情報発信などのPRを行うこと。

③ テレビ・ラジオ・雑誌・SNS等の活用とパブリシティー計画

テレビ等の媒体を活用した告知及びパブリシティー企画を提案し、実施すること。

④ 地域情報誌等への広告記事掲載

イベントの周知を図るため、地域情報誌等への広告記事を掲載すること。

⑤ その他

インフルエンサーを活用した情報発信などの提案も可とする。

(4) 各事業との連動

上記（1）、（2）、（3）の事業をより効果的に実施するため、各事業を連動して事業展開するよう努めること。

その他、必要に応じアンケートを実施するなど、県と協議して効果的な事業実施に努めること。

(5) その他留意事項

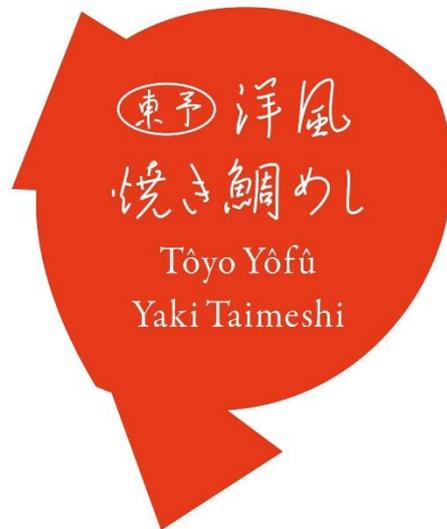
① 委託料には、必要とする資材、機材及び出展物の運搬費等を含むこととする。

② その他

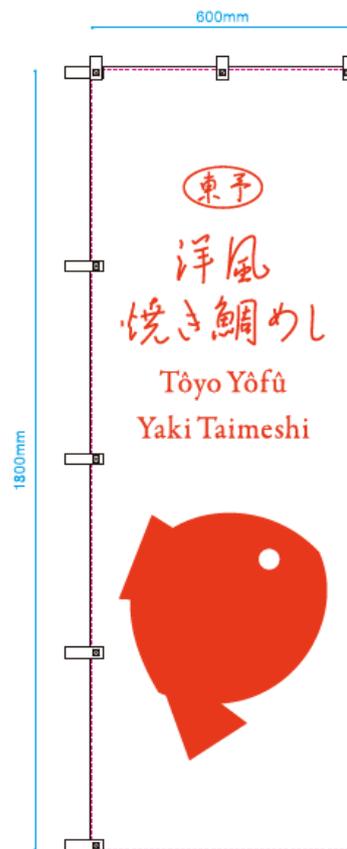
業務を推進する上で疑義が生じた場合は、適宜連絡調整を行い、協議の上決定する。

(別添)

○鯛めしロゴマーク



○のぼり



(Scale=1/10)